

お客様各位

平成29年4月1日

すっかり春らしい温かい季節となり、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成29年度税制改正成立
3. コラム～「働き方改革への実行計画」

## 1. 今月の事務

4月は従業員やその扶養家族の異動が多く発生する月で人事関係の事務が沢山あります。新入社員や退職者に係る手続きを、社会保険（雇用保険含む）と税金の分野に分けてまとめました。

社会保険について、資格取得や喪失手続きは社員の入社あるいは退職があった場合、健康保険・厚生年金保険は所轄の年金事務所（健保組合）に入退社日から5日以内に、雇用保険は事由発生日の属する月の翌月10日までに手続きを行います。4月初めのハローワーク窓口の混み具合は尋常ではありませんので、余裕を持った対応をして下さい。

次に、税金面ですが、1月に個人住民税の「給与支払報告書」を提出した後に退職したり、転勤を伴う異動などにより、4月1日現在、その市区町村で給与の支払いを受けなくなった社員がいるときは、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を作成し、1月に給与支払報告書を提出した市区町村に4月15日までに提出します。今年の提出期限は15日が土曜日のため4月17日です。また、4月2日以降の退職や他の市区町村への異動については、異動があった日の属する月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出します。

そして、新入社員からは、扶養親族の有無にかかわらず、最初の給与計算を始める前に「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けます。この申告書の情報をもとに、住所、氏名、税額表の適用区分といった必要事項を賃金台帳（一人別源泉徴収簿）に移記し、源泉徴収に備えます。扶養親族に異動があった社員がいる場合も同様です。「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けて、扶養親族数の修正等を行ないましょう。

最後に、社会保険料率の改定にご注意下さい。協会けんぽの保険料率が4月納付分（3月分）から変更され、兵庫県の健康保険料率は10.06%（0.01%引下）、介護保険料率は1.65%（0.07%引上）となります。なお、雇用保険料率は雇用情勢の好転を受けて0.6%に引き下げられます。

## 2. 平成29年度税制改正成立

平成29年度税制改正関連法案が成立しました。

既報でお伝えしたように、改正内容は非常に小幅なもので、所得税では、パート主婦の就労を後押しするため、配偶者控除が満額の38万円が受けられる所得要件を現在の「103万円以下」から「150万円以下」と引き上げます。その一方で、世帯主の年収が1,120万円を超えると控除額が徐々に減る仕組みを導入することで、高所得者には増税となります。

中小企業向け法人税では、中小法人の年800万円以下の所得に係る法人税率を15%に軽減する措置（本則は19%）が2年間延長され、求人对策として、所得拡大促進税制の拡充が図られ、前年度と比べ

て2%以上の賃上げを行った中小企業は、現行の10%の税額控除に加えて、前年度からの増加額について、22%の税額控除上乘せが可能となりました。

研究開発税制の拡充も行われ、試験研究費の増加に応じて現行では12%であった控除率が、中小企業については12~17%に拡充されます。更に、第4次産業革命を推進するため、IoTなどを活用したサービス開発についても、研究開発税制の対象となります。

その他、事業承継を税制面で支援するため、使いづらい現行の事業承継税制の拡充措置として、自然災害や取引先の倒産、事業活動縮小などによる雇用削減に対応するセーフティネット規定が創設され、納税猶予が守られるよう配慮されます。この機会に、事業承継を進めていくことが得策です。

### 3. コラム～「働き方改革への実行計画」

先月の働き方改革実現会議で働き方改革実行計画の政府案が9つの分野で示されました。

昨年来の議論を集約した形ですが、特に今回は残業時間の上限導入が議論の中心となりました。

労使協定さえ締結すれば、残業時間は青天井で延ばせる現状を改革するため、労使協定による残業時間の上限として、特に忙しい月で100時間未満、2~6カ月を平均しても80時間未満となるようにし、年間でも720時間までと設定しました。

ただし、建設業では復旧や復興の場合に限って、被災者らの生活再建を優先するため単月100時間未満といった残業の上限規制を当てはめないとしています。同じく労使協定の対象外となっている一般自動車の運転業務については改正法施行5年後に年960時間以内とする規制を適用することを盛り込んでいます。なお、研究開発は引き続き時間外労働規制の対象外としています。

今国会での成立となれば、平成30年度からの施行となる見込みです。

その他、非正規社員に対する処遇改善として、同一労働同一賃金などガイドラインが既に示されており、最低賃金を時給1,000円に引き上げる方針が明確に打ち出されています。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

**認定経営革新等支援機関 坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>